

産後ケア事業のご案内



赤ちゃんが成長しているか心配
授乳がうまくいかない
体調がすぐれない、赤ちゃんとの生活が不安



自宅に来てくれる訪問サービス、日帰りで施設に行く通所サービス、施設に宿泊する宿泊サービスなど助産師に相談・指導・アドバイスなどサポートしてもらいながら、時間を過ごすことができます。授乳リズムの確立や育児技術の経験を積み重ねるための支援を得ることができます

利用までの流れ

①利用申請

妊娠 32 週～申請書を提出が可能です

②利用の適否についての審査があります

約 2 週間

③結果が郵送で到着

※承認された場合には
産後に利用可となります。

④利用予約

※ご希望には添えない場合がございます。ご了承ください。

承認された方は、希望する委託医療機関等に
直接連絡をし、予約します

※キャンセルは、予約日の
前日正午までに予約した委託医療機関等へ必ず連絡を！

⑤産後ケアの利用

母子健康手帳・利用券・利用者自己負担額等を準備
して利用へ

※利用者負担額を支払い、次回の予約をします
※アンケートのご協力をお願いします

産後ケア委託医療機関等は桑名市ホームページより→



【対象者】 ※入院を要する状態や感染性疾患罹患の場合などは利用できません
・桑名市に住民登録がある産後 1 年未満の赤ちゃんとお母さん
(37 週未満の出産をされた方は、出産予定日の 1 年後の前日まで利用可能です。)

【利用料金】

料金	1 回あたりの 利用者負担額
訪問サービス(1 回 90 分程度)	1,200 円
通所サービス (産婦さんの昼食付) (1 回 8 時間程度見守られながら過ごせます)	2,000 円
宿泊サービス (産婦さんの食事：1 回の利用券に対し 2 食以上付) (詳細は、各委託医療機関等で確認してください)	3,000 円×回数 <small>◀宿泊を利用時の回数の数え方▶</small> 1 泊 2 日 = 利用券 2 回分 2 泊 3 日 = 利用券 3 回分 3 泊 4 日 = 利用券 4 回分 4 泊 5 日 = 利用券 5 回分 5 泊 6 日 = 利用券 6 回分 6 泊 7 日 = 利用券 7 回分

※生活保護世帯・市民税非課税世帯は免除
(市外より転入してきたばかり等の理由で市民税情報が確認できない場合は、
書面での提出(有料)が必要です。)

※利用時間を短縮されても料金は変わりません。

【利用回数】 1 回の出産につき全 7 回以内 1 日 1 回までの利用

※入院とは異なりますので、育児や身の回りのことは
できる限りご自身で行っていただきます。

※保育や家事のサービスではありません。

【お問い合わせ先】 桑名市役所 2 階 子ども総合センター
TEL 0594-24-1380 ※月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

